

基本方向の概要

入札・契約制度の改善

- 透明性・客観性、競争性の一層の向上のための方策
 - ・公募型指名競争入札等の指名業者名・指名理由の事前公表
 - ・最低制限価格、低入札価格調査基準価格の事前公表
 - ・実績評価型指名競争入札の試行 など
- 談合等不正行為の防止のための方策
 - ・入札参加資格の取消し等
 - ・指名停止要綱の改正及び措置の強化
 - ・損害賠償予約条項及び契約解除権の明記
 - ・現場説明会の廃止
 - ・職員への懲戒処分及び損害賠償請求（官製談合等） など
- 不良・不適格業者の排除及び適正な施工確保のための方策
 - ・建設業許可、経営事項審査申請の審査の強化
 - ・現場施工体制の点検の強化 など
- 中小企業対策、下請業者の保護のための方策
 - ・予定価格の積算内訳の公表
 - ・施工体制台帳の整備及びチェックの強化 など
- その他、入札・契約の適正化の促進のための方策



入札監視委員会（仮称）の設置及び運営

- 目的
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、第三者の公平中立な立場から、入札・契約の過程及び内容について審査し、不当な圧力と不正行為を排除し、入札及び契約事務の公正な執行を図る。
- 委員 弁護士、大学教授等の学識経験者等
- 委員会の事務 ・入札・契約の過程及び内容の監視
・再苦情処理
- 意見の具申又は勧告の公表
委員会が発注部局の長に対し意見の具申又は是正の勧告を行った場合は公表する。



公正な職務執行確保のための機能

- 目的
職員が公務員として法令等を遵守し、公平かつ公正に府民の疑惑や不信を招くことの無いように職務を執行し、府民の信頼を回復する。
- 内容 ・公正職務執行確保に関する要綱の策定
・公正職務執行確保委員会（仮称）の設置
- 要綱
職員の基本的な心構え、公正な職務の執行を確保するため、職員、所属長等の責任に関する事項等を定める。
- 委員会
（委員） 弁護士、警察OB等の学識経験者等
（事務） ・職員等からの報告内容についての調査・審査
・審査結果の知事への報告等（知事が不当行為者へ警告、捜査機関等へ告発、報告内容を公表等）



透明性・客観性、競争性が高く
不正が起きにくい入札・契約制度

2 基本方向の概要

検討委員会においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号、以下「入札・契約適正化法」という。）の趣旨を踏まえ、公共工事の入札及び契約の適正化の促進を図るとともに、府民の信頼の確保と、不祥事の再発を防止することに重点をおいて検討を行った。

入札・契約制度の改善については、今回、原点に立ち返り、建設業の許可から工事請負代金の支払いに至る公共工事の入札・契約事務に係る全段階について、現状と課題を洗い出した上、改善策の検討を行った。

これまでは、入札・契約制度そのものの改善ということが中心であったが、今回は、これに加え、第三者によるチェック体制の導入や、また、ともすれば不祥事の発生は個人のモラルの問題としてとらえられがちであったものを、不正行為に対して組織としての対応を強化することによって公正な職務執行を確保するという新たな視点で抜本的な改善策の検討を行った。

まず、入札・契約制度の改善については、不当な圧力や行為等の排除、予防、是正を図るため、入札・契約手続きにおける透明性・客観性及び競争性を確保することが不可欠であることから、その一層の向上を図ることとした。

透明性・客観性の確保は、反面一部において談合を助長するという懸念があることから、罰則の強化など、談合等不正行為の防止のための措置を徹底して行うこととした。

さらに、不良・不適格業者は、適正な競争を妨げ、公共工事の品質確保、適正な費用による施工等の支障になるとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発展を阻害することとなることから、不良・不適格業者を排除し、適正な施工の確保を強化することとした。

また、入札・契約制度の改善を図る場合、建設業界、とりわけ中小企業の健全な発展について留意する必要があることから、中小企業対策、下請業者の保護についても併せて検討を行い、必要な改善を行うこととした。

《不良・不適格業者》技術力、施工力の全くないいわゆるペーパーカンパニー、経営を暴力団が支配している企業、対象工事の規模や必要な技術力からみて適切な施工が行えない企業、過大受注により適切な施工を行えない企業等。

このように、手続きの透明性等の一層の向上、談合等不正行為の防止とともに不良・不適格業者を排除し、中小・下請業者も含め優良な建設業者が適正な施工を行える環境を整備していくことが、不当な圧力や行為等が入りこまないシステムの構築に繋がるものである。

次に、入札・契約の過程及び契約の内容を第三者によってチェックを行うことは、手続きの透明性を更に高め、不当な圧力や行為等を排除する上で有効であることから、学識経験者等の第三者からなる入札監視委員会を設置することとした。入札監視委員会は、入札や契約を公共工事の情報公開という視点に立ち、府民の目線で公共工事を監視するという役割を担う機関である。

最後に、職員一人一人の入札・契約事務に係る意識の向上を図ることは当然のことであるが、更にこれらにかかる圧力を職員個人で受け止めるだけではなく、組織的な対応を行うことによって公正な職務執行を確保することが重要である。このため、新たに学識経験者等の第三者からなる公正職務執行確保委員会（仮称）（以下「公正職務執行確保委員会」という。）を設置することとした。

これによって、職員に対し公正な職務執行を損なう恐れのある要求があった場合には、委員会への報告を義務付けることとし、委員会は、報告内容を調査、審査した上で職員等に対する指導助言を行うこととした。

また、委員会は調査結果を知事に報告し、知事は、必要に応じて、不当行為者への警告や捜査機関等への告発等、適切な措置を講じるなど、不当行為者に対して組織的に対応するためのシステムを構築することとした。

これらの機能を持つ委員会の存在が、外部からの不当な圧力や行為等に対する抑止力になると考えられる。

なお、外部からの不当な圧力や行為等は公共工事に限られるわけではないことから、この委員会は各種の委託業務、物品の購入業務、許認可業務等あらゆる業務を対象とすることとする。

このように、①入札・契約手続きの透明性の一層の向上を図る等入札・契約制度の改善を図ること ②入札監視委員会による監視を受けること ③公正職務執行確保委員会を設置し、不当な圧力や行為等に組織的に対応することにより、透明性・客観性、競争性が高く不正の起きにくい入札・契約制度の確立を図るものである。